

山口県教育委員会会議録

日時：平成27年8月20日 午後2時
場所：山口県教育庁教育委員会室

教 育 長	<p>それでは時間になりましたので、ただいまから8月の教育委員会会議を開催いたします。</p> <p>最初に、本日の署名委員の指名を行いたいと思います。</p> <p>宮部委員さんと石本委員さん、よろしくお願いします。</p> <p>議案の審議に先立ちまして、先日行われました第23回世界スカウトジャンボリーについて少し触れさせていただきたいと思います。</p> <p>8月2日に皇太子殿下の御臨席を賜って、7月28日から12日間でしたけれども、山口市阿知須きらら浜を主会場に開催されました世界スカウトジャンボリーは、好天にも恵まれまして、たいへん成功裡のうちに幕を閉じたと考えております。</p> <p>世界の152の国と地域から約3万4千人、正確には33,838人ですけれども、それだけのボーイスカウトが参加され、国際色豊かな大規模キャンプなどのプログラムのほかに、スカウトが県内すべての19市町を訪問して、地域の方々や小・中・高、そして特別支援学校の548校の児童生徒と交流する、そういう地域プログラムも実施されまして、教育委員さんにも御視察をいただいたところでございますけれども、各地での歓迎行事や様々な体験活動などにより、日本の和の文化であるとか、山口県のおもてなしの心、こういったものを国内外の青少年に伝える大変貴重な機会となったというふうに考えております。</p> <p>また、その期間中ですけれども、7月30日から7日間、山口きらら博記念公園を会場に、市町や県内企業、県民活動団体等、様々な主体による出展や参加をいただいて開催した、県主催の国際交流イベント「やまぐちジャンボリーフェスタ」も、期間中に、多くの県民の皆様は御来場をいただきまして、県民とスカウトとの国際交流を促進し、産業・観光・文化など本県の多彩な魅力を発信する大きな舞台となったと考えております。</p> <p>さらに、この運営にあたりましては語学ボランティアや運営ボランティアとして、多くの高校生や県民の皆様に活躍をいただいたところでありまして、こうした多彩な体験は、交流に携わった全ての県民の皆様はもとより、私たち県教委にとっても、将来に向けての大変大きな財産となったものと考えております。</p> <p>世界スカウトジャンボリーに携わられた全ての方々に心からお礼を申し上げたいと思います。</p> <p>各委員におかれましては、開催期間中に、開会式等の式典への出席、あるいは地域プログラムへの視察等を行っていただきました。</p>
-------	---

山 縣 委 員	<p>せっかくの機会でございますので、参加された委員の皆様から一言二言、視察の感想などをいただけたらと思います。</p> <p>山縣委員さんから一言二言、お願いします。</p> <p>開会式から、地域プログラムの光の浅江中学校を見させていただいたのですが、英会話をこれから小学生から始めていくということで、これから徐々に解消されていくこともあると思います。</p> <p>やはりまだ外国の人々とのコミュニケーションの取り方がうまくないというか、まだまだだなという感じがいたします。英語の教育が会話にばかりいくのもどうかという気持ちしていたのですが、そうはいつでも、最初に会話でコミュニケーションをとることは一番重要なことで、そういう意味では、今進められている英語の小学3・4年生からの実施、それから会話重視ということはやっていかないとはいけなかなと、そういう感じしております。</p>
教 育 長	<p>はい、ありがとうございます。岡野委員さんお願いします。</p>
岡 野 委 員	<p>私もきらら博記念公園の方には3回ほど行かせていただきましたけれども。スカウトのあれだけのすごい人が集まって、すごいパワーをいただいて、こちらも元気になっていただいたような気がいたします。</p> <p>おそらく日本のスカウトのメンバーも、あの中で大きく成長してくれたのではないかなと思って、これからまた期待できることがあるのではないかなと思っています。</p> <p>それと、もう一つの地域プログラムの方で、光市の浅江中学校の方に参りましたが、その時の感想としては、コミュニティ・スクールの定着とそれから地域教育ネットがあります。すでに光の方では進行しているというのを凄く実感しました。地域の方の協力というのが大きく、それがあったからこそ素晴らしいジャンボリーとの交流会ができたのではないかな、おそらく。私は光しか行きませんでしたけれども、各地域で、そういった形で、コミュニティ・スクール、地域教育ネットはどんどん県内では定着しつつあるのだなという、その姿を見せていただいた気がします。以上です。</p>
教 育 長	<p>中田委員さんお願いします。</p>
中 田 委 員	<p>私も浅江中学校の方と最後の閉会式に出席させていただきました。</p> <p>浅江中学校の方は、私たちが見学したのは習字の時間ですね。日本の字を外国の方にも書いてもらおうということで、喜んで書いておられたのですが、ただ、何のことかたぶん分かってないという気がします。英語と日本語が対して書いてありまして、この意味だろうということで、隣で日本の学生が書いたのを見て、黙って書いていました。</p>

私たちが小学校の頃に、主に漢字を習ったりしたのですが、スカウト達は意外にいい字を書かれていました。日本の言葉と言うのは文字も含めて、馴染んでない人でも意外と形ができるものだなと思って感心しました。

もうひとつは、閉会式は8月7日でしたが、スカウトは10日間ぐらいいそこ生活されていたことを思いまして、だいぶ疲れているのでは思っていたのですが、全然そんなことはなく、ものすごいエネルギーで、どこからこのエネルギーが出るのかなというように、やっぱり若い人は違うなと感じました。このパワーを何とかいい方向に、平和な世界が続くような方向へ使っていただければいいなと。

文部科学大臣も来られて挨拶されていましたが、全体的に英語と他二つの言語、3か国語くらいで日本語なしの挨拶でした。日本人はどうしても、さっき言われたように英語が十分でない。特に、私らみたいな年齢の者が不得意なので。若い人は早く慣れると思うのですが、日本で開催しているので、日本語訳があっても良かったのではないかと、そういう感じを持ちました。でもそれは、慣習があると思います。どこでやる時でも、こういうふうにするという慣習があるので、そこまで崩す必要はない。ということで、いい経験をさせていただきました。ありがとうございました。

教 育 長

はい、ありがとうございました。宮部委員さんお願いします。

宮 部 委 員

私もきらら博記念公園での開会式、そして光の浅江中学校の地域プログラムに参加させていただきました。それと最後にスカウトジャンボリーの最後の閉会式ですが、そのまま光から来まして見させていただきました。

もう意見が出ていますが、一番感じたのは語学。我々とは違ってずいぶん会話をやっているというふうにも聞いていますし、最近の教科書もそんな感じなのですが、話せているのですが、やっぱり一歩前に出て積極的なのところが、どうも日本人は不得意ですね。

我々もそうであったように、光の習字のコミュニケーションをやっている時に、なかなか。言葉は分かっているかもしれない。ただ、声が出ないといいますかね、そんな感じで、出ても日ごろ習っているからというからではなくて、単語を繋いでという感じが多く見られたので、いいことやっているのだから、それを実際に現実的になるような形がとればいいなと。情報はたくさん頭に入っていると思います。そういったことをやれば、まだまだ今から、そういうような形で進められようとしているのでよいと思います。

それとこれも出ていましたが、スカウトの強靭さにびっくりしました。みんな元気ですね。それこそ部屋で寝ているわけではなく、テントの中で寝ているのに、あれだけの元気があるということ。というこ

	<p>とは、人間は鍛えれば、そういう活動を体験すれば強靱な肉体もできるということを、はっきりと各国の方に示していただきました。</p> <p>それとジャンボリーフェスタ、これも色々と県の産業などの紹介があり、県民にとってもいい機会ではなかったのかなと思います。その中でスカウトたち、日本のスカウトと海外のスカウトと一緒に食事をするなどの風景も見られて、そういった感じも良かったのではないかと思います。</p> <p>それと3万何千人が音楽を歌えば一つにまとまるということですね。国民性がある、まとまり方は違うのですが、言葉がなくても3万何千人が一つになれるという、これも言葉の一つなのでしょうが、いいなということを感じました。以上でございます。</p>
教 育 長	<p>はい、ありがとうございました。石本委員さんは下関の地域プログラムを御覧いただいたのですが、いかがでしたか。</p>
石 本 委 員	<p>下関市の勝山中学校のプログラムを見てきました。生徒会の方と文化部のお子さんを中心だったのですけれども。茶道、お花、着物とか工夫して飾られたり、パンフレットを英語で作ったりしていろいろコミュニケーションを図るための準備、努力をずっとされてきた成果も出ていたと思います。</p> <p>ただ発表の時に、台本的に英語を読むのは、今のお子さんなので上手なのですが、実際の会話として積極的に交流の場で話すというところはもう一歩かなと思いました。</p> <p>日本人のスカウトのお子さんも一緒に来ていたのですが、そちらの方はかなり積極的に話されている方もいて、やっぱり経験は大事だなと思いました。それと私、スカウトの日本人のお子さんに英語で話しかけられて、とても上手でそのお子さんに感心しました。外国人の方との交流とかもあるのだなと思いながら、やっぱり経験は大事だなと感じたところです。これをきっかけに一般の中学校のお子さんもこんなに会話ができるといいな、交流が図れるといいなという気持ちで勉強に励んでいかれたらいいなと思ったところです。</p>
教 育 長	<p>ありがとうございます。教育委員会としてもこの経験を教育現場に活かしたいと思います。ありがとうございました。</p> <p>それでは、さっそく議案の審議に入りたいと思います。</p> <p>議案第1号について、教育政策課から説明をお願いします。</p>
教育政策課長	<p>議案第1号、山口県教育委員会表彰規則による表彰についてでございます。議案集の2ページ、3ページを御覧いただきたいと思います。3ページに掲載の2人の小学校の先生は、先般いずれも一身上の都合による辞職の申し出がございまして、これを承認することとしたと</p>

<p>教 育 長</p>	<p>ころでございます。</p> <p>この退職に際しまして、それぞれ周防大島町と岩国市の教育委員会から長年勤務し、職務に精励した者であるとして、教育功労者の表彰内申がございました。永年精勤の表彰基準は、勤務年数25年以上というふうになっておりまして、いずれもこの表彰要件を満たしております。</p> <p>退職の日をもって表彰するということございまして、教育長に対する事務委任規則に基づき、教育長が臨時に代理して表彰を決定いたしましたので、御報告し、御承認いただきたくお諮りするものでございます。御審議よろしくお願いいたします。</p> <p>ただいま教育政策課から議案第1号について説明がありましたが、意見、質問はありますか。</p> <p>退職に伴う永年精勤ということですが、よろしいでしょうか。</p>
<p>全 委 員</p>	<p>承認。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>それでは、議案第1号を承認したいと思います。</p> <p>それでは、意見交換に移りたいと思います。</p> <p>本日の意見交換テーマ「児童生徒のインターネットの適切な利用について」、学校安全・体育課から説明をお願いします。</p>
<p>学校安全・体育課長</p>	<p>それではここで準備をさせていただき、それから説明をさせていただきます。</p> <p>本日の意見交換のテーマは、「児童生徒のインターネットの適切な利用について」であります。意見交換に先立ちまして、現状等につきまして、御説明をさせていただきたいと思っております。近年、急速に子どもたちの間にインターネットに接続できるスマートフォンやタブレット端末、携帯型ゲーム機などが普及し、併せて、無線でインターネットに接続できるWi-Fi環境が整備されてきたことなどから、子ども達が手軽にインターネットに接続できるようになってきております。一方で、インターネット利用に係る様々な問題も明らかになってきており、今後、児童生徒がインターネットを利用していく上で、どのようなことに取り組んでいく必要があるかということなどについて、御意見をいただければと考えております。</p> <p>はじめに、インターネット利用の現状について御説明します。内閣府が全国の10歳から17歳の児童生徒及びその保護者を対象に調査した結果では、小学生の8割以上がインターネットに接続できる機器を保有しており、利用率も50%を超えています。また、年齢が上がるにつれて利用率は上がり、高校生ではほとんどがインターネットを利用しております。</p>

次に、インターネットを利用するために用いる機器ですが、小学生は携帯ゲーム機や音楽プレーヤー、中高生はスマートフォンの割合がもっとも高くなっております。

インターネットの利用時間ですが、年齢があがるとともに長時間になる傾向にありまして、中学生から平均利用時間が2時間を超えております。

次からは、昨年実施しました山口県の調査結果でございます。インターネットに接続できる端末の所有率は、全国調査と同様に、年齢が上がるにしたがって増加する傾向にあります。この表は、インターネット利用に関する被害を防ぐフィルタリング機能の利用率についてです。導入が必要な小中学生の利用率が低く、家庭へのさらなる働きかけが必要であると考えています。

次に、家庭内のルールの設定状況ですが、年齢が上がるにつれて、家庭内ルールを決めていない家庭が増えております。

次に、インターネットの利用により嫌な思いをした経験があるかについての調査結果でございます。小学生においては誹謗中傷の書き込みやメールでのトラブル、ネット上での仲間はずし、迷惑メール・チェーンメールの割合が多くなっております。中学生、高校生では、利用者の1割近くが嫌な思いをしたと回答しており、内容では、迷惑メール・チェーンメールに加えて、個人情報の悪用や架空請求など、犯罪に巻き込まれる可能性のある事案もでてきています。また、中高生では、t w i t t e r、L I N EなどのSNS等の利用が増加しており、これらの利用に係るトラブルも多くなっています。

これまでの課題をまとめますと、インターネット環境の急速な進展と、無料通話アプリやSNS、ソーシャルゲーム等の便利なサービスが次々と提供されてきている中、これらを適切に利用できる意識や技術が十分育っておらず、これまでのネット上での誹謗中傷等に加えて、ネット上の閉鎖空間となるSNSの中で、悪口や仲間はずし等のネットいじめが起こっています。また、犯罪被害に遭う危険性の増加や、さらには、生活習慣の乱れやネット依存などの新たな問題も起こっています。

一方で、情報を収集・選択し、目的に応じて活用する力の育成や、知的好奇心や探求心を高めて行く上で、インターネット等の活用は非常に有効であり、情報通信技術が生活に浸透している今の社会において、情報活用能力を確実に身に付けさせていく、そうした状況で社会に送り出すことは学校教育の責務となっております。

このようにインターネットの良い面を生かすためには、弊害から自身を守るインターネットリテラシーや情報モラルなど、適切にインターネットを使いこなす力を、目的や発達段階に応じて育成する必要があります。

しかしながら、インターネットを適切に「使いこなす力」は、子ども

もの発達段階等に応じて、徐々に身につくものであり、その間には様々な被害に遭う可能性があります。そうならないように、学校や家庭などにおいて、様々な支援や対策を行い、子どもの危険を回避する必要があります。

この図で示していますように、子ども達が適切にインターネットを使いこなすための力の不十分な部分を補うため、フィルタリング等の活用をはじめ、保護者による適切な管理等、「子ども達を守り育てる」という原点に立ち、学校、家庭、地域、関係機関等による適切な支援や対策が必要となります。

事務局では、こうした現状や課題を踏まえて、児童生徒のインターネットの適切な利用に係わる対策を検討するため、関係機関・団体の代表者の参画を得て、平成25年12月に「児童生徒のインターネット利用対策会議」を設置しました。会議では、課題解決に向けた対策等について様々な意見が出され、別冊の資料でありますけれども、資料1ページにありますように、本年2月に「提言」としてとりまとめられたところでございます。

その提言では、児童生徒のインターネットの適切な利用に向けて、「家庭、地域における啓発活動の推進」、「学校における情報モラル教育の推進」、「関係機関、団体の取組強化」の3つの視点から、協働した取組の輪を広げていくことが必要としております。

3つの視点の具体的内容ですが、家庭、地域における啓発活動の推進につきましては、家庭におけるルール作りや継続した見守り、フィルタリングやセキュリティソフトの活用など、インターネットの利用に家庭がしっかり関わること、さらには、地域ぐるみで家庭の活動を支えるとともに、行事や体験活動など現実の人間とふれあう機会の提供などが考えられます。事務局で作成した保護者啓発資料を、別冊資料3ページから8ページまでお示ししております。

学校においては、関係機関と連携し、成長過程に即した系統的な情報モラル教育と併せ、児童生徒が自分たちの問題として捉えることができるよう、児童生徒会等を中心とした児童生徒の主体的活動を推進することが必要とされています。特に高等学校においては、別冊資料2ページでございますが、ここにありますような取組を推進しております。そしてまた、資料9ページにありますのは、事務局で作成いたしました、発達段階に併せて活用できる、インターネット危険予測トレーニング、この資料を掲載させていただいております。

関係機関・団体においては、インターネット利用に関わる問題が発生した場合の相談窓口について、学校、家庭、地域への周知の徹底、児童生徒が安心・安全にインターネットを利用できるよう、関係する機関・団体の連携・共同した取組の推進が必要とされております。

それでは、こうした3つの視点における、県内での取組を御紹介させていただきます。

最初は、昨年11月に開催しました「ネット安心・安全フォーラム」です。県内3カ所で、児童生徒の安心・安全なインターネット利用に向け、教職員及び一般の方々を対象に、「学校と保護者の連携」をテーマとした基調講演、生徒の主体的活動の事例発表を行いました。また、会場には通信企業の啓発ブースを設けました。フォーラムで発表された事例を2つ御紹介させていただきます。

まず、山口市立大殿中学校による、学校と関係企業であるLINE株式会社が連携した情報教育の取組です。

この授業では、「楽しいコミュニケーションを考えよう」をテーマといたしまして、ネットの特性を理解し、自分の考えや気持ちを上手に相手に伝える方法について意見交換を行いました。意見交換では、自分と相手の感じ方の違いについて気づくなど、生徒自身の情報モラルの育成に繋がる取組となりました。

こちらは2つめ、岩国市立川下中学校の取組です。川下中学では、生徒会執行部が企画、運営して、「学習」、「部活動」、「情報」などのテーマを設けて、話し合った内容を江戸時代のマナーである、「江戸しぐさ」にちなんで、川下中学校の「学校生活しぐさ」として、クラスごとにその内容を全校生徒に提案いたしました。

情報モラル、携帯電話やスマートフォン等に関する「学校生活しぐさ」では、生徒自らが、何に気をつけなければいけないかを話し合い、ポスターを作成し、クラス全体で守る意識を育てるという取組がありました。

次に、今年度5月に山口高校で行われた、約700人が参加した生徒とPTAによる情報モラル研修会と情報モラル親子討論会でございます。

最初に、映像で親子討論会の様子を御覧いただきたいと思います。

(動画の再生)

この親子討論会は、生徒会が実施した「携帯電話とスマートフォン利用に関する校内アンケート」の結果を示しながら、生徒と保護者によるパネルディスカッション形式で進行し、会場からも意見を募りました。この討論会などを基に、生徒会とPTAが意見を出し合い、「クールなスマホ使用3箇条」として生徒会・PTAが共同宣言を行いました。

このように、各学校においては、家庭・地域、関係機関・団体と連携・協働を行いながら、児童生徒が主体的にインターネットの弊害を極力減らし、インターネット本来の良い面を十分生かすことのできる取組を進めています。

インターネット社会である現代において、児童生徒が、インターネットを適切に活用する力を身に付けていくためには、児童生徒が自分

<p>教 育 長</p>	<p>たち自らの問題として捉え、主体的に取り組むことが重要であり、学校や家庭は、地域や関係機関とも連携しながら、子どもたちが間違っ て被害に遭わないよう、また、情報の活用にあたって正しい選択がで きるようサポートしていくことが必要であると考えております。</p> <p>本日、教育委員の皆様には、次の2つの視点から、御意見をいた だきたいと考えております。</p> <p>1点目は、「子ども達の適切にインターネットを「使いこなす力」 を育成するために」という視点で、学校は、具体的にどのようなこと ができるかということです。これまで、ICT教育や情報モラル教育 等を行ってきておりますが、さらなる推進に向けた取組について、御 意見をいただきたいと思います。</p> <p>2点目は、「インターネットの弊害から子ども達を守る、学校、家 庭、地域、関係機関等の取組の強化のために」という視点で、学校だ けでなく、地域全体でインターネットの弊害を除いていく取組が考え られないかということです。</p> <p>この2つの視点からどうか御意見をいただければと思います。どう ぞよろしくお願いいたします。</p> <p>ただ今、学校安全・体育課から取組状況について説明がありました 。意見交換のポイントということで、2つの視点で示されております けれども、どなたからでも結構ですけれども、御意見をいただけたら と思います。</p>
<p>石 本 委 員</p>	<p>私自身は子どもがスマートフォンとかを自由に家庭でも使っている のには反対の意見が大きい方なのですけれども、我が子にも与えない でいこうということでは言っているのですが、基本は親御さんの教育 と言うか、親御さんの啓発をしっかりとしていかないと、子ども達だけ では制しきれないところがあると思います。</p> <p>学校の方で授業などをすれば、子ども達みんなには伝わると思うの ですが、親御さん全員に伝えるということは、ずっと工夫していかな いと、こういう討論会とかに参加される方、参加されない方があると 思いますし、パンフレットを配ってもしっかり目を通してくださる方 、目を通してくださらない方と、やっぱり個人差があると思います。 その辺をどこまでしっかりと伝えるかが大事だと思います。</p> <p>親御さん自身も、小学生の親御さんはかなり若い方もおられますの で、小さい頃から御自分もネットとかメールとかを楽しんでこられた 年齢の方も多と思います。その辺を我が子にどのようにしていきたい か、というその方の気持ちも合わせてアンケートなどで聞きとった 上で、どのようにしていったらいいかということ、全体として詰め ていくという方向で持っていただけたらと思っています。</p>

教 育 長	はい、ありがとうございました。このインターネットの話だけではなく、親に伝えたい、親に来ていただいて説明する、来られる方はどんなふうに理解されているのか、このテーマ以外にも色んなことに当てはまることですが。その辺りをどうやっていくかということですね。何か意見がございましたらお願いいたします。岡野委員さんいかがですか。
岡 野 委 員	私ですか。
教 育 長	はい。インターネットがあまり得意じゃないかと。
岡 野 委 員	<p>得意じゃないです。私や山縣さん年代はダメですよ。</p> <p>まず私だけはインターネットに関しては、孫に教えてもらわないといけない状態ですけども。ちょっとわからないから聞きますけれども、資料の「インターネット危険予測トレーニング」というもの。</p> <p>これはなかなかいいなと思って読んだのですけれども、こういった危険性があることをきちんと目に入れられて、それをどのようにしたらいいのかを皆で話し合いするような感じで、これができているのでもいいのですけれども、これをどのように学校とか父兄の間に啓発するようなシステムといたしますか、対応ができているのかを聞いてみたいと思います。</p> <p>これは啓発するのにとてもいい本だと思ったのですが、活用方法は実際どんなふうなのかちょっと教えていただきたいなと。</p>
学校安全・体育課長	<p>ただ今、委員から御指摘いただきました資料について御説明させていただきます。「KYT（危険予測トレーニング）」ということで、これはインターネット関係の資料として作っております。</p> <p>これは学校の方でクラス単位であればホームルーム、そして学年単位の集会で活用できるものとして作成しております。</p> <p>小学生版と、中高校生版という形にしておりまして、基本的にはワークシート形式と、その解答例を示したものとして、先生の研修にも活用できるものであると思っております。</p> <p>基本的にはベースになるところをまず押さえるという形で使っております。危険に対して子どもたちがどのように、自らの問題として考えるかということが非常に重要であるということで、このKYTトレーニングというのは、全体的にそうした視点で捉えております。</p> <p>クラスで何か討論をする、友達同士で意見を交換する、先生がそれをサポートしていく。時には専門家の方をお呼びしても構わないと思いますが、そういった形でこれを自由に使っていただいて結構でございます。</p> <p>各学校では、これ自体を保護者の方々にお見せすることもできます</p>

	<p>ので、それにより保護者の方も勉強していただくと。先ほど話がありましたが、家庭での協力が必要不可欠なのですが、各家庭でインターネットに対するリテラシーの部分に大きな差がございますので、その部分について、ご家庭でも力をつけていただくために活用できるのではと考えております。基本的には生徒の方に活用していくというものとなっています。</p> <p>これと同時に、資料の3ページ4ページに保護者、家庭に学校の取り組みを示す一つの参考として我々も作っているものでございます。これは入学時とか学年の始めとかに、それぞれの学校の中でこうした資料をもとに保護者の皆さんに説明や、または家庭に配っていただいてもよろしいですし、今の課題について見ていただく、理解していただくということで、資料を作っております。</p> <p>学校ではこうしたものも、学年の始めや年度当初、入学当初に使っていただいて、保護者への啓発ということで取り組んでおります。</p>
岡野委員	これは全家庭に配布されているのですか。
学校安全・体育課長	配布状況についてのデータを持っていませんが、基本的には各学校で全ての保護者にこれを伝えていただくという形で、こちらの方からは配布しております。携帯電話等の利用等について、各学校では校則等で学校への持ち込みを規制したりするというのは、こういったものも踏まえ、取り組みについて理解していただくことにも活用してもらっていると思っております。
岡野委員	<p>これ読んでとてもいいなと思いました。家庭の方できちんと親御さんたちに、この件に関して勉強していただかないといけないということですけども。お父さん、お母さんというのは皆さん若いですから、ネットに関することとかインターネットのことなんか皆さん実際にやってらっしゃるから、若い方は良いと思います。</p> <p>でも、私たちの年代の者は使ってはいますが、そんなに深い使い方はわからないし怖いから、適当にちょっと自分の情報収集だけとか、必要なことしかしていないので、こういった資料を高齢者向けの講習会とかで、お年寄りのためにもこういうものを勉強していただく、学習していただくような機会というのも、教育委員会サイドでは作れないものでしょうか。</p>
教育長	社会教育の面ですけどね。
岡野委員	社会教育の面ですけど、これは絶対に良いと思います。私はこれを読んだ時に、「私これ知っておきたいな。」と思いました。中身がとても充実していたので、私たち年代の学習会にこういったものも浸透

<p>学校安全・体育課長</p>	<p>させていただきたいなど。</p> <p>今、委員が仰いますように、このインターネットの環境に対しての適応の度合いというのは確かに家庭でも違いますし、年代によってもその差があるとは思いますが。例えば、今、仰いました部分については、警察の関係ですとネット詐欺の問題もありますので、そういったものについても対応しております。こうした資料が例えば家庭では、お父さん、お母さん、おじいさん、おばあさんにも参考になるということも学校の方に伝えていきますと、学校の方でそうしたところでも活用してもらえることがあるのではないかと思います。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>中田委員さん、かなりインターネット等をお使いだろうかと思いますが。</p>
<p>中 田 委 員</p>	<p>必要な領域だけで使っています。例えば文献とかですね。</p> <p>高校生までの子どもさんを対象にすれば、当然、教育委員会というのは、パンフレットで説明とかあるいは指導をされると思うのですが、大学生になるとまた違う意味の注意が必要ですね。</p> <p>一番は、世間でも小保方さんの問題という形で出ていますが、著作権の問題です。著作権とか特許権という権利を侵害するという形で、学生が自分の卒業論文とか修士論文、博士論文の中に無断で他の人の文献を利用して、たくさんの弊害が出てきているということです。</p> <p>それをチェックするソフトも作られていて、英語とか日本語はある程度チェックできるソフトもありますが、中国語とか他の言語に全部適応できるわけじゃないので。その辺りのことも大学では非常に大きな問題で、いわゆるコピペと言われている部分です。コピペというのは要するに、利用はしているけど出典を書いていない。「この論文のここから利用しました」ということさえ書けば、おおよそのものは利用できるものが多いのですが、そうしないで「全部自分で考えました」という形で他の人の意見を利用するわけですね。</p> <p>これは、高校生までは自分の文章を書くということが少ないので問題としてはほとんど上がって来ないとは思いますが、大学生になるとその辺りがプラスアルファの問題として発生していて、どうやって対応したらいいか、なかなかわからないのですが、そういう問題が起きているということです。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>はい、ありがとうございます。高校でも教科「情報」というのがありまして、情報モラルというものを教えています。まだ大学ほど切羽詰まっているという感じではありませんが、なかなか難しい問題ですね。</p>

中 田 委 員	<p>昔であれば学生が書いた論文、特に博士とか修士課程の学生の論文というのは、その大学の図書館にのみ、一冊保存されていて、見たい人はそこに行かないと見られないし、そのまま持って帰ることもできない。コピーなんかもできなかつたわけです。</p> <p>だけど、今はだんだんとインターネット上で、大学のホームページ上で全部ダウンロードできるようになりつつあるわけですね。そうすると、学生が無断で利用したようなものがチェックされる可能性が高いわけですね。「私の論文を利用しているのに全然出典が書いていない」ということで。だから、早稲田でも問題になったわけですけど、そういうことは日本だけじゃなくて世界中で起こりつつあるので、これはどうやってチェックをかけたらいいか非常に難しいのですけれど。とりあえず、そういうことはやってはいけない、リスクが大きい、ということは今のところ指導しています。</p>
教 育 長	<p>はい、ありがとうございます。宮部委員さんいかがでしょうか。</p>
宮 部 委 員	<p>私も年齢から最低限の利用しかしていないのですが、しかし、遅れるのは嫌です。若者の真似もすることはあるのですが。今の時代で「使うな」ということはまるで無理な話なので、先程からいろいろ御説明や資料がでていますが、使い方をどうするかというのが一番の問題となると思います。</p> <p>一つはさっきから資料を見て思うのですが、フィルタリングですね。50%前後ですか、小学生の利用率でしたが。別冊資料の4ページのフィルタリングということで、法律で携帯電話会社がしなければならぬとありますよね。義務付けられている流れの中で、利用率が半分ぐらいというのは、どういう形でそうなっているのかなと思ひまして。ちょっとお聞きしたい。</p>
学校安全・体育課長	<p>子ども達のインターネット環境に対して、法律の整備も進んで参りまして、御指摘いただきましたフィルタリングの関連につきましては、青少年のインターネット環境整備法、これは平成21年に制定されたものでございます。</p> <p>このなかでインターネットの事業者に対しても原則として、18歳未満の子どもが携帯電話等を利用する場合には、事業者はフィルタリングを提供することという形になっています。</p> <p>フィルタリングの状況につきましては、資料の方にもありますけれども、山口県においては小中学校の場合は、まだ全国平均よりも少し低いのですが、高校になるとフィルタリング利用率の全国平均よりも増えているという状況にあります。</p> <p>これは一つには、学校やそれからPTAを含め、家庭、それから保護者の方での対応が重要であるということで、かなり啓発活動も普及</p>

	<p>してきた結果ではないかと考えております。</p> <p>現在、全国の調査もそうですが、フィルタリングの専門事業者が取っております調査データでもフィルタリングの状況は、普及の状況は上昇傾向にあるという形で出ております。これは社会全体がそうしたことでの意識が高まっている一つの例ではないかと考えております。</p> <p>子ども達の中でも、今問題になっておりますのが、特に女子中高生がネットにはまる、ネットの時間が非常に長くなる、これは想像するに難くないのですが、女子中高生独特の友達関係がありまして、メールが来る、返す、その繰り返しというような形もあるでしょうし、どうしても長くなるということがあります。</p> <p>業界の調査によりますと、そうした子ども達、中高生自身もそうした危険性を感じるようになってきている。自分自身がネットにはまることによって、心身の変調といいますか、そういうものを感じているというような動きもあります。今後は社会全体でそうしたことをさらに進めていくことによって、より良いインターネット環境が進んでいくのではないかと考えております。</p>
教 育 長	よろしいですか。
官 部 委 員	販売するときに、それを100%にすればいいんで。実は我々もびっくりして、「あっ、こんなサイトに入ってしまった。」ということがあって、その気はなくてもですね。だから、子ども達はなおさらのことなので。でも利用率は100%にならないですよ。
教 育 長	フィルタリングサービスというのは、提供することが義務付けられるのであって、例えばスマホを使う者に対する義務付けではないですよ。
学校安全・体育課長	<p>18歳未満の子どもの保護者に対しましては、携帯電話の購入・使用の際には、「18歳未満の子供に使用させるもの」ということをきちんと申し出るということが言われております。インターネット利用のルールを決めて守りましょうという一つのなかで、こうした対応を取っております。</p> <p>そしてまた、サーバの管理者の方につきましても、自社のウェブサイトや自社のサーバに有害情報があった場合には、子ども達が閲覧できないようにすると。おそらく努力義務なんですけども、そういったことも、先ほど申しあげましたなかにも示されております。</p>
教 育 長	フィルタリングの種類もいろんなレベルがあるのですね。だから一律に全部カットすることができない。

学校安全・体育課長	これだけ多様なものがございます。基本的には無料でできるものでございます。今、教育長も申されましたようにフィルタリングの状況も、提供事業者によって差もございます。
教 育 長	はい。山縣委員さん。いかがでしょうか。
山 縣 委 員	<p>私のような会社でも、ITがうまく使えない人は使えない。社員がですね。例えば社内会議でも、ニューヨークとロサンゼルス、東京、山口、あんまり関係ない。そんな時代になってきているわけですね。</p> <p>昔、ブッシュ大統領の時代だったでしょうか、ITを使える人と使えない人の経済格差を言っていた時代があったと思うのですが、日本の場合は全ての子ども達がこういうIT機器を全てうまく使えるような教育というか、そういう状況になっているのですか。</p> <p>ご存じかもしれませんが、今日も下村文部科学大臣が言われていましたが、経済格差と教育格差との関係をすごく仰っていました。単純にパソコンにしたって、スマートフォンにしたって購入するのにかなりのコストがかかるわけじゃないですか。全ての子ども達がそんなの使えるのかなという、そういうことも考えたのですが、どうでしょうか。</p>
教 育 長	中学校で情報を教えることはありますか。技術家庭ですかね。
義務教育課長	<p>小学校でも最近では低学年からでもですね、総合的な学習の時間とか普通の授業の中でも、簡単なゲームの様な感覚で学習できるようなソフト等もありまして、そういうものは小学校の低学年から使っています。それから中学校では、技術・家庭科の中でICT機器の活用についての学習をするというようなことがございます。</p> <p>ですから、今、山口県では小学校の場合がだいたい7.3人に1台、中学校5.3人に1台程度のパソコンが、全ての学校に整備されておりますので、全ての小中学生がそれについて学習しているというところでございます。</p>
教 育 長	だんだんタブレット端末を使うかというような時代になってきているのですね。
岡 野 委 員	いいですか。
教 育 長	はい、どうぞ。
岡 野 委 員	今からの時代、パソコンというのは絶対に必要だとは思いますが、

	<p>子ども達も上手にきちんと使いこなせていると思いますが、スマホはほとんどの子どもが持っていますよね。今の社会の中で、90何%の高校生。それこそ電車に乗ったり、お買い物に行ったりしていても、子ども達みんな下を向いて乗っています。まともに上を向けることがないなって。自転車も、歩く時でもやりながら歩いている子とか、非常にマナー違反だと私は思います。</p> <p>そういうのは、やはり家庭教育とか学校教育の中で直していかなければいけない一つなのですが、学校の中への持ち込みというのは今どうなっていますか。</p> <p>昔、携帯電話の持ち込みはいけないという時期がありましたよね。今の子は、小中高で持ち込んでいいのですか。それとも学校内に持ってきてはいけないとかそういう決まりというのはありますか。</p>
学校安全・体育課長	<p>スマートフォンや携帯もたぶん同じような対応をしているのですが、学校においては、基本的には小中学校では学校内の持ち込みは原則禁止として捉えております。</p> <p>ただ、原則というところがありまして、例えば、どうしても家庭の事情で必要という場合もありますのでそうした対応をとっています。</p> <p>高等学校になりますと、ご存じのとおり通学範囲の問題もありますし、部活動等で帰る時間等もありますので、この辺りは少し柔軟に対応しております。</p> <p>数的に言いますと、昨年9月の状況でございますけれども、原則禁止としている小中学校については、100%原則禁止という状況でございます。高等学校等は原則禁止という学校は7校、原則禁止としていない学校は55校です。これはケースバイケースということで対応しているという形になっています。</p> <p>教育委員会といたしましては、学校の教育活動において基本的に携帯電話は必要ないものというふうに考えています。</p>
岡野委員	<p>学校に持ち込む必要はないですよ。小中学校は持ち込みが禁止になっているみたい。それと私もう1つ。これ1台買うにしてもタダじゃないですから、買うのにもかなりお金がかかりますよね。親の負担というのが。小学校の子ども達がスマホとかそういったものを買うときは父兄同伴なのではないでしょうか。もちろんそうだと思いますが。親の許可がないと買えないので、一緒に行って買いますよね。</p>
学校安全・体育課長	<p>今、小学生が携帯やスマートフォンを購入する際にはということでございますけれども、基本的には小学生のものであると明らかな場合には保証人が必要です。親が同伴して法律上の手続きが必要だということです。</p> <p>ただ、親御さんが子どもに買い与えて、子どもさんが使用している</p>

	とケースもあるのではないかと思います。そうした場合は、子どもに同伴して購入していないケースとして考えられます。
岡野委員	その辺はチェックできないのですかね。難しいのですかね。
教育長	いろいろ意見が出ましたが、何かありましたら。はい、どうぞ。
石本委員	これパンフレットをいろいろと作っていただいています、始めの「大丈夫ですか？子どもたちの携帯・スマホ」とは、保護者向けのパンフレットと考えたらいいのでしょうか。
学校安全・体育課長	そうです。保護者向けです。
石本委員	保護者向けにしても、ちょっと小さい字が多すぎて。気が向いたら読もうかなとも思っています。
学校安全・体育課長	量の問題、見た目の問題ということで、あくまでもこれは網羅的に内容を入れております。これは学校の方で取捨選択して、学校の実態に応じてこれを使っていただくという形で、例示的にこういうのを示したものでございます。かなりの量のものが入っております。 各学校ではこれを学校の実態、生徒の状況、保護者の方々の考え方を踏まえながら使っていただくというふうに考えております。
石本委員	「我が家のケータイ誓約書」というのは配るようになっていきますか。これもいいなと私は思ったのですが、それぞれの方に宿題みたいな形で。どんな形ですれば、皆さん目を通して、ルールを決めてやっていけるのかなと私は思いました。 子どもとしてもただ貰ってくるよりは、「宿題だよ」と言われたらやらなきゃいけないということで、ちゃんと読んで考えていくと思うので、これは活用しやすいなと思いました。 「インターネットKYT」ですが、これもやっぱり字が多すぎて小学生が入りにくいというところもあると思います。うちの子だったらちょっと読まないと思うので、漫画とかクイズ形式だと小学生向けのもうちょっと簡単なタイプのものと、高校生用にしっかりと書かれているものという形であれば、小学校の頃からこういうことを学んで、高校までに成長していけるのではないかなと感じました。
教育長	はい、ありがとうございました。
学校安全・体育課長	実際のKYTはこのような形のものではなく、かなり大きな形になっておりまして、文字自体が大きくなっているということで、文字量

<p>教 育 長</p>	<p>については御指摘がありましたように工夫していく必要があるかなというふうに思っています。</p> <p>先ほど、我が家の十か条というものがありません。まさに仰いましたように、このことを家庭で盛り立てて、家庭でもまた双方向で考えるスタンスとして、この資料を考えたというものです。</p> <p>実際、これは家庭レベルではございませんが、下関市や防府市では、PTAと教育委員会等で、携帯・スマホ使用時間は9時以降禁止だとか、とにかくルールを決められて、そうしたことの拡大版がそうした形になっていくのではないかと。家庭や地域が一体となって考えていくということになって、これは非常に大切な視点だというふうに思っております。</p> <p>ありがとうございました。いろんな御意見をいただきました。今までの御意見を踏まえまして、これから取組を進めていただきたいと思います。</p> <p>ただ、今からの社会ですからインターネット・携帯電話・スマートフォンについて、完全に子どもたちをシャットアウトするということはまずできないというふうに思いますので、その陰の部分と言うか、危ない部分をしっかり知った上で、利用できるようにしたいと思っております。</p> <p>はい、大変ありがとうございました。以上で本日の意見交換を終わりたいと思います。</p> <p>それでは次に、次回以降の教育委員会会議の日程について、教育政策課から説明をお願いします。</p>
<p>教育政策課長</p>	<p>それでは、9月の教育委員会会議を17日の午後2時に予定しております。また10月につきましては、移動教育委員会として、長門市での開催を予定しております。10月28日の午後からを調整中でございます。11月につきましては、11月19日の午後2時からを予定させていただいております。</p>